

○流水占用料等条例

平成十二年三月二十八日

宮城県条例第七十八号

改正 平成一二年一二月二〇日条例第一二九号

平成二一年三月二四日条例第三六号

平成二三年三月二二日条例第四三号

平成二三年四月二八日条例第七六号

平成二五年一〇月一〇日条例第七〇号

平成二六年三月二七日条例第一四号

令和元年七月一〇日条例第三二号

流水占用料等条例をここに公布する。

流水占用料等条例

(趣旨)

第一条 この条例は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第三十二条第一項の規定に基づく流水占用料、土地占用料及び河川産出物採取料並びにそれらの延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(流水占用料等の徴収)

第二条 県の区域内に存する河川について、法第二十三条の規定による流水の占用の許可（以下「流水占用許可」という。）を受けた者からは流水占用料を、法第二十四条の規定による土地の占用の許可（以下「土地占用許可」という。）を受けた者からは土地占用料を、法第二十五条の規定による土石その他の河川産出物の採取の許可（土石、よし又はかやの採取に係るものに限る。以下「河川産出物採取許可」という。）を受けた者からは、河川産出物採取料を徴収するものとする。

(流水占用料等の額)

第三条 前条の流水占用料、土地占用料及び河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）の額は、別表に定めるところにより算出した額とする。

2 既に許可がなされた内容について、その変更の許可がなされたときは、流水占用料等の額については、変更後の内容に応じて新たに算出するものとする。

3 前二項の規定による流水占用料等の額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、その全額が百円に満たないときは百円とするものとする。

(流水占用料等の徴収方法)

第四条 流水占用料等は、知事の発行する納入通知書により徴収するものとする。

- 2 流水占用料は、毎年度、当該年度の四月一日から九月三十日までの期間に係る流水占用料（以下この項において「前期分」という。）を六月一日から同月三十日までに、十月一日から翌年三月三十一日までの期間に係る流水占用料（以下この項において「後期分」という。）を十二月一日から同月三十一日までに徴収するものとする。ただし、新たに流水占用許可がなされた場合における当該許可の日（国土交通大臣又は仙台市長が許可した場合にあっては、当該許可をした旨の通知が県にあった日）を含む最初の前期分又は後期分については、当該許可の日が六月一日から九月三十日まで又は十二月一日から翌年三月三十一日までである場合には、当該許可の日から一月以内に徴収するものとする。
- 3 土地占用料及び河川産出物採取料は、土地占用許可又は河川産出物採取許可がなされた日（国土交通大臣又は仙台市長が許可した場合にあっては、当該許可をした旨の通知が県にあった日）から一月以内に、一括して徴収するものとする。ただし、土地占用料については、占用の期間が翌年度以降にわたる場合には、翌年度以降の土地占用料は、毎年度、当該年度分を四月三十日までに徴収するものとする。
- 4 前条第二項の場合において、変更後の流水占用料等の額が変更前の額を超えるときは、変更後の額から変更前の額を控除した額に相当する金額を、当該変更の許可がなされた日（国土交通大臣又は仙台市長が許可した場合にあっては、当該許可をした旨の通知が県にあった日）から一月以内に徴収するものとする。

（平一二条例一二九・平二一条例三六・一部改正）

（延滞金の徴収及びその額）

第五条 延滞金は、法第七十四条第一項の規定による督促を受けた者が督促状の指定期限までに流水占用料等を納入しない場合において、その納入しない額が二千元以上である場合に徴収するものとする。

- 2 延滞金の額は、納入すべき期限の翌日から流水占用料等の納入の日までの日数に応じ流水占用料等の額に年十四・五パーセントの割合を乗じて算出した額とする。この場合において、延滞金の額の算出の基礎となる流水占用料等の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 流水占用料等の額の一部について納入があったときは、その納入の日以後の期間に係る延滞金の額の算出の基礎となる流水占用料等の額は、その納入のあった流水占用料等の額を控除した額とする。
- 4 第二項の延滞金の額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるとき

は、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(流水占用料等の減免)

第六条 知事は、流水若しくは土地の占用又は土石その他の河川産出物の採取（以下「流水の占用等」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、流水占用料等は徴収しない。

一 国、地方公共団体又は公共的団体が、公用又は公共用に供するため行うとき。

二 かんがいに供するため行うとき。

2 知事は、流水の占用等が次の各号のいずれかに該当する場合は、流水占用料等の額の全部又は一部を免除することができる。

一 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十二条第一項又は第三項の規定による道路の占用の許可を受けたとき。

二 河川愛護活動に伴い流水の占用等を行うときその他河川の保全に著しく利益を与えるとき。

三 出入口の用に供する通路又は通路橋として占用するとき。

四 地域の文化又は産業の発展に資するときその他特に公益上必要と認められるとき。

3 前項の規定による免除を受けようとする者は、知事の許可に係る流水占用料等については当該許可の申請時に、国土交通大臣又は仙台市長の許可に係る流水占用料等については当該許可を受けた後速やかに、規則で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した免除申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 国土交通大臣又は仙台市長の許可に係る流水占用料等にあっては、許可を受けた年月日及び許可の番号

三 免除を申請する理由

四 流水又は土地の占用の場合にあっては、免除を受けようとする占用の期間

(平一二条例一二九・平二一条例三六・一部改正)

(流水占用料等の返還)

第七条 既に徴収した流水占用料等は、返還しない。ただし、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その事由の発生した日から起算して一年以内に限り、その全部又は一部を返還するものとする。

一 許可を受けた者の申請により、又は法第七十五条第二項の規定による処分により、許可の内容が変更され、流水占用料等の額に変更が生じた場合において、既に徴収した流

水占用料等の額が当該変更後の額を超えているとき。

二 自然災害その他のやむを得ない理由により、流水の占用等ができなくなったとき。

2 前項第二号の規定による返還を受けようとする者は、規則で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した返還申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 許可を受けた年月日及び許可の番号

三 返還を申請する理由

四 流水又は土地の占有の場合にあっては、返還を受けようとする占有の期間

(平二一条例三六・一部改正)

(委任)

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に徴収した流水占用料等は、この条例第二条の規定により徴収した流水占用料等とみなす。

3 この条例の施行前にした流水占用料等の徴収に係る処分、手続その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例の相当の規定によってしたものとみなす。

(平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に係る土地占用料の徴収期限の特例)

4 土地の占有の期間が翌年度以降にわたる場合において、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により土地の占有ができなくなったおそれがあると認められるときは、平成二十三年度分の土地占用料については、平成二十四年三月三十一日までの範囲内において第四条第三項ただし書に規定する徴収期限を変更して徴収することができる。

(平二三条例七六・追加)

(河川産出物採取料の徴収方法の特例)

5 平成二十八年三月三十一日までに河川産出物採取許可を受けた者から徴収する当該河川産出物採取許可に係る河川産出物採取料(別表第四号の表八の項及び九の項に係るものを除く。)は、第四条第三項及び第四項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該河川産出物採取許可に係る採取の期間内において、分割して徴収することができる。

(平二五条例七〇・追加)

別表 (第三条関係)

(平二一条例三六・平二三条例四三・平二六条例一四・令元条例三二・一部改正)

一 流水占用料 (発電の用に供するもの)

項	発電所区分	流水占用料		
		単位	単価	額
1	一 昭和四十年十月一日以降に発電 (設備の点検のためにするものを 除く。)以下同じ。)を開始した発電 電所	一年	次の式により算出 した金額 $2,100円 \times 常時理論$ $水力 + 450円 \times (最$ $大理論水力 - 常時$ $理論水力)$	単価の欄に定める 式により算出した 金額に、許可を受け た占用の期間に相 当する期間を単位 の欄に定める期間 で除して得た数を 乗じて得た額
	二 昭和四十年九月三十日以前に発 電を開始した後に設備の増設をし、 昭和四十年十月一日以降に当該増 設に係る設備又はその部分を使用 して行う発電を開始した発電所(増 設以後の理論水力についてこの項 に掲げる式により算出した額が、増 設前の理論水力について次の項に 掲げる式により算出した額に満た ないものを除く。)			
2	1の項に掲げる発電所以外の発電所	一年	次の式により算出 した金額 $2,100円 \times 常時理論$ $水力 + 1,000円 \times$ $(最大理論水力 -$ $常時理論水力)$	

二 流水占用料 (発電以外の用に供するもの)

項	区分	流水占用料		
		単位	単価	額
1	原動力の用に供するもの	許可使用水量毎 秒一立方メートル	三八二、〇〇〇	単価の欄に定め る金額に、許可を

		ルにつき一年		受けた占用の期
2	工業用水その他の用に供するもの	許可使用水量毎 秒一立方メート ルにつき一年	四、八八〇、〇 〇〇円	間に相当する期 間を単位の欄に 定める期間で除 して得た数を乗 じて得た額

三 土地占用料

項	区分	土地占用料			
		単位	単価	額	
1	田及び畑	占有面積一平方 メートルにつき 一年	五円	単価の欄に定め る金額に、許可を 受けた占用の期 間に相当する期 間を単位の欄に 定める期間で除 して得た数を乗 じて得た額	
2	採草及び放牧	占有面積一平方 メートルにつき 一年	三円		
3	宅地	占有面積一平方 メートルにつき 一年	一九〇円		
4	ゴルフ場	占有面積一平方 メートルにつき 一年	一〇〇円		
5	自動車教習場及び自動車練 習場	占有面積一平方 メートルにつき 一年	仙台市 の区域		一九〇円
			その他 の区域		一一〇円
6	電柱、支柱、支線その他これ らに類するもの	一本につき一年	六四〇円		
7	送電塔その他これに類する もの	占有面積一平方 メートルにつき 一年	七〇〇円		
8	広告板	表示面積一平方	一七〇円		

			メートルにつき 一年	
9	埋設工作物及び架設工作物のもの	最大外径が一メートル以内のもの	長さ一メートルにつき一年	一七〇円
		最大外径が一メートルを超えるもの	占有面積一平方メートルにつき一年	
10	埋設線及び架設線		長さ一メートルにつき一年	一七〇円
11	温泉源		一施設につき一年	四三、九〇〇円
12	その他工作物を伴う占有	最大外径が一メートル以内のもの	長さ一メートルにつき一年	一七〇円
		最大外径が一メートルを超えるもの	占有面積一平方メートルにつき一年	
13	その他工作物を伴わない占有		占有面積一平方メートルにつき一年	一〇〇円

四 河川産出物採取料

項	区分	河川産出物採取料	
		単位	額
1	土砂	採取体積一立方メートルにつき	一五〇円
2	砂	採取体積一立方メートルにつき	一七〇円
3	切込砂利	採取体積一立方メートルにつき	一八〇円

4	砂利（径八センチメートル未満のもの）	採取体積一立方メートルにつき	二〇〇円
5	栗石（径八センチメートル以上十五センチメートル未満のもの）	採取体積一立方メートルにつき	二〇〇円
6	玉石（径十五センチメートル以上六十センチメートル未満のもの）	採取体積一立方メートルにつき	二三〇円
7	転石（径六十センチメートル以上のもの）	採取数量一個につき	三七〇円
8	転石（工芸品）	採取数量一個につき	一、三〇〇円
9	よし及びびかや	採取数量一・五メートル縄締め一束につき	一四〇円

備考

- 一 第一号の表において、常時理論水力及び最大理論水力の単位は、キロワットとする。
- 二 第三号の表6の項において、電柱又は電柱に類するものとその支柱又は支線とが共に土地占用料の対象となる場合は、これらを一本とみなして土地占用料を算出するものとする。
- 三 第三号の表8の項の表示面積とは、広告板の表示部分の面積をいうものとする。
- 四 第三号の表10の項の架設線のうち、占用に係る土地の最も高い部分から当該架設線の最も低い部分までの標高の差が四・五メートル以上のものについては、土地占用料は徴収しないものとする。
- 五 第三号の表11の項の温泉源には、その付属施設一式（引湯管を除く。）を含むものとする。
- 六 第三号の表11の項において、占用の期間が一月未満の場合の土地占用料の額は、同項及び次号の規定にかかわらず、四千元とする。
- 七 占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。
- 八 表示面積、占用面積、占用物件の長さ若しくは採取する土石の体積が、一平方メートル、一メートル若しくは一立方メートル未満であるとき、又はこれらの面積、長さ若しくは体積に、一平方メートル、一メートル若しくは一立方メートル未満の端数があるときは、一平方メートル、一メートル若しくは一立方メートルとして計算するものとする。

附 則（平成一二年条例第一二九号）

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成二一年条例第三六号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の流水占用料等条例別表第三号の表 2 の項の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき土地占用料について適用し、同日の前日までに徴収すべき土地占用料については、なお従前の例による。

附 則（平成二三年条例第四三号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の流水占用料等条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき流水占用料等（流水占用料等条例第三条第一項に規定する流水占用料等をいう。以下同じ。）について適用し、同日の前日までに徴収すべき流水占用料等については、なお従前の例による。

附 則（平成二三年条例第七六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年条例第七〇号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の流水占用料等条例附則第五項の規定は、平成二十五年四月一日以後に河川産出物採取許可（同条例第二条に規定する河川産出物採取許可をいう。以下同じ。）を受けた者から徴収する当該河川産出物採取許可に係る河川産出物採取料（同条例別表第四号の表八の項及び九の項に係るものを除く。）について適用する。

附 則（平成二六年条例第一四号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に許可若しくは承認を受け、又は協議が成立した使用、行為、利用又は占有に係る使用料、占用料又は土地占用料については、なお従前の例による。

4 第十八条の規定による改正後の流水占用料等条例別表第一号の表及び第二号の表の規定は、施行日以後に徴収すべき流水占用料について適用し、施行日の前日までに徴収すべき流水占用料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第三二号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に許可若しくは確認を受け、又は協議が成立した使用、管理、行為、利用又は占有に係る使用料、占用料又は土地占用料については、なお従前の例による。

4 第十二条の規定による改正後の流水占用料等条例別表第二号の表の規定は、施行日以後の占有の期間に係る流水占用料について適用する。ただし、占有の期間が一月未満で占有の期間の初日が施行日の前日以前である占有に係る流水占用料については、なお従前の例による。